



大洗町公告

一般競争入札

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年8月25日

大洗町長 國 井 豊



1. 対象業務

- (1) 業 務 名 水道施設情報システム整備業務委託
- (2) 業務場所 大洗町地内
- (3) 業務期間 契約の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 業務内容 水道施設情報システム整備 1式

2. 入札参加資格要件

以下の要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく大洗町の入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。（更正手続き開始後又は再生計画認可の決定が確定した後に、町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (3) 課税対象の税金が完納していること。
- (4) 大洗町暴力団排除条例（平成23年12月20日条例第25号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 令和7・8年度入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登録されていること。
- (6) 公告の日から入札の日までの期間において、大洗町の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 公告の日において、水道施設台帳システム（水道事業専用の管路マッピングシステム）の導入実績が複数あること。（全国20件以上、茨城県内3件以上）
- (8) 水道施設台帳システムを導入する業務において実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- (9) 以下の資格を全て取得していること。
 - ・品質マネジメントシステム（ISO9001）
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）
 - ・個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001）

3. 入札参加資格確認申請

本入札の参加希望者は、あらかじめ次により資格確認を申請し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

(1) 申請する書類一覧表

書類の提出は、様式ごとにNo.をつけて、確認しやすい形で提出すること。

No.	様式名
1	一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
2	一般競争入札参加資格確認資料(様式第2号)
3	課税対象の税金が完納していること分かる書類(原本) 国税(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税がない証明書(納税証明書その3の3)) 県税(法人県民税・法人事業税(完納証明書)※茨城県内に本支店がある者) 市町村税(法人税・固定資産税(完納証明書)※大洗町内に本支店がある者)
4	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
5	水道施設台帳システムの導入実績確認書
6	配置予定技術者調書
7	資格が確認できる書類 ・品質マネジメントシステム(ISO9001) ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001) ・個人情報保護マネジメントシステム(JISQ15001)

(2) 申請受付日時・場所

令和8年8月25日(火)から令和8年9月7日(月)までの大洗町の休日を定める条例(平成元年10月2日大洗町条例第30号)第1条第1項に規定する日(以下「閉庁日」という。)を除く毎日

時間 午前9時から午後5時まで

場所 大洗町役場総務課

※ 提出書類は持参とし、郵送、電送による受付は行わない。

(3) 確認通知の日時・場所

ア 入札参加資格の確認は、受付日現在で行い、その結果は、一般競争入札参加確認通知書(様式第3号)により次の日時に回答する。

令和8年9月16日(水)

イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について簡易な場合を除き書面をもって次の期日までに説明を求めることができる。

令和8年9月25日(金)午後5時まで

提出先 大洗町役場総務課

(4) その他

ア 申請に関する説明会は行わない

イ 申請書等は、令和8年8月25日(火)から配布する。

ウ 申請書の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 提出された申請書等は返却しないものとする。

4. 設計書等の閲覧又は貸与

- (1) 閲覧期間 令和8年8月25日(火)から令和8年9月7日(月)までの閉庁日を
除く毎日

時 間 午前9時より午後5時まで

場 所 大洗町役場総務課 連絡先029-267-5111(内線224)

※設計書等は貸与できる数量に限りがあるため、事前に連絡の上、来庁すること。

- (2) 設計図書に対する質問は簡易な場合を除き書面により次の期日までに大洗町役場上下水道課に持参するものとする。

令和8年9月7日(月)正午まで

- (3) 前号の質問に対する回答は、大洗町役場上下水道課にて次の期日により閲覧にて行う。

令和8年9月10日(木)より令和8年9月16日(水)までの閉庁を除く毎日
時間 午前9時より午後5時まで

5. 現場説明会

現場説明会は行わない。

6. 入札執行の日時・場所

- (1) 日時 令和8年9月29日(火)午前9時30分から
(2) 場所 大洗町役場3階会議室
(3) 競争入札の執行にあたっては、一般競争入札参加資格確認通知書(写し可)を必ず持参すること。
(4) やむを得ない理由が生じた場合は入札を中止し、又は延期できるものとする。
(5) 入札参加者が1者である場合でも入札は執行する。

7. 入札の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、同一価格の場合は「くじ」により決定する。
(2) 電話、電送及び郵便による入札は認めない。
(3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、大洗町建設コンサルタント業務執行規則(平成10年大洗町規則第1号)及び大洗町財務規則(平成4年大洗町規則第4号)を守ること。
(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者で

あるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として直ちに再入札をする。
- (8) 再入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再入札者の中で最低入札をした者より見積書の提出を求めて随意交渉を行う。なお、見積書の提出は5回を限度とする。

8. 内訳書

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した内訳明細書を提出すること。
- (2) 内訳明細書は会社名、社印を押印したものであること。
- (3) 内訳明細書は返却しないものとする。
- (4) 内訳明細書の提出は、入札執行上の参考であり入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

9. 入札保証金

大洗町財務規則第121条の規定を適用し免除する。

10. 契約保証金

大洗町財務規則第141条の規定による。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札について不正の行為があった場合
- (3) 金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
- (4) 指定の日時までに出席なき場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 予定価格を超える入札をした場合

12. 契約書作成

建設コンサルタント業務委託契約書（大洗町建設コンサルタント業務執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

13. 支払条件

- (1) 前払金 業務委託料の10分の3以内の額とし、請求書を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(2) 完了後 検査合格後、請求書を受けた日から30日以内に支払うものとする。

14. その他

(1) 本公告に定めのない事項については、大洗町財務規則その他関係法令による。

(2) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、この公告の業務に配置すること。

(3) その他詳細不明な点については、次に照会のこと。

大洗町役場上下水道課 電話 029-267-5125

日程表

内 容	期 日
入札参加資格確認申請	令和8年8月25日(火)～ 令和8年9月 7日(月)
入札参加資格確認通知	令和8年9月16日(水)
設計図書の閲覧又は貸与	令和8年8月25日(火)～ 令和8年9月 7日(月)
設計図書等に対する質問	令和8年9月 7日(月) 正午まで
設計図書等に対する質問の回答	令和8年9月10日(木)～ 令和8年9月16日(水)
入札日	令和8年9月29日(火)